

「カルト問題から考えるキリスト教社会倫理の課題」研究会

宗教カルトによる経済的搾取とイエスの神殿での 「非暴力直接行動」

志村 真

1. 宗教カルト¹による経済的搾取

2023年10月13日、日本政府は「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと」「宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと」（宗教法人法81条）しかも「全国的に画一的な方法によって行われており、全国の教会を取りまとめる組織の存在がうかがえること」を理由として、宗教法人「世界平和統一家庭連合（旧・世界基督教統一神霊協会。以下、「統一協会」と表記）」の解散を東京地裁に請求した。²

これまで法令違反を理由に宗教法人の解散命令が請求され確定したのは、オウム真理教と明覚寺の二例のみである。オウム真理教の場合は、毒ガス・サリンの量産を企てた殺人予備行為を理由として1995年6月に解散請求がなされ、1996年1月に最高裁で解散が確定した。明覚寺の場合は、幹部らによる詐欺行為を理由に1999年12月に請求され、2002年12月に最高裁で確定した。

今回の解散請求の具体的な理由として、政府は「献金のための過度な経済的負担」「被害者本人の精神的苦痛」「被害者の親族等への影響」があることを挙げ、損害賠償請求を容認する民事判決が32件（169人、許容金額約22億円）、訴訟上の和解、訴訟外の示談を含む全体として、約1,550人、約204億円の被害があることを示した。³一方、全国霊感商法対策弁護士連絡会のまとめによると、「霊感商法」による被害は1987年から2023年までに35,287件、133,996,866,553円に上るという。⁴

すでに解散命令を受けたオウム真理教でも経済被害が相次いだ。櫻井義秀の推定によれば、最盛期の1995年の時点で、パソコン販売、書籍販売といった事業収入に加え、各種イニシエーション、個人労働による布施、出家者の持ち込み資産、裁判での和解金（たとえば、波野村から9億2千万円）等を加えると、数百億円 of 資金を調達していたという。ここで言及したいのは、殺害された公証人役場事務長の親族から全財産の約2億7,000万円、宮崎県小林市の資産家から約9,000万円を得ようとしたように、裕福な信者および求道者に多額の布施を強要したこと

である。⁵

宗教による民衆に対する経済的搾取と、それに対する民衆の抵抗について考える際、イエスによる「エルサレム神殿での行動」（マルコによる福音書 11：15 - 19 および並行、ヨハネによる福音書 2：13 - 22）を参照することには意味があるように思える。この出来事は伝統的に「宮清め」と呼ばれてきた。けれども、これから述べるように、イエスの行動は神殿を「清めた」というより、神殿による経済的搾取を預言者的に告発・抗議した「非暴力直接行動」あるいは「市民的不服従」としてとらえるべきである。エルサレム神殿と統一協会とは、かたや国家による民衆支配・搾取、かたや宗教団体によるそれという相違はあるものの、大規模な民衆（信者）搾取ということにおいて違いはない。

以下では、イエスの「エルサレム神殿での行動」について、聖書学の研究成果に学びながら、J. ディアやC. マイヤーズらの非暴力主義的観点から考えていくことにする。

2. イエスの神殿での非暴力直接行動

イエスによる神殿での直接行動は四福音書全てに記載されており、大枠としての出来事の歴史性については研究者の多数が認めている。また、これを預言者的象徴行動としてとらえるのが標準的理解である。

この行動は、共観福音書ではイエスの生涯の最後期になされたものとされているが、ヨハネによる福音書では最初期に置かれている。われわれは、最後期になされたものであり、結果としてこの行動がイエスの十字架刑を導いた訴因の一つであろうと考える。イエス自身、そのような行動がどのような結果を招くかを自覚していたに違いない。

それでは、マルコによる福音書の記述に沿ってイエスの神殿での行動を見ていく。しかしその前に、彼がその前日にエルサレムに入城し、その後、神殿に一度入って見回った後、滞在先のベタニアにいったん戻ったこと（マルコ 11：11）について触れたい。

11節を『聖書協会共同訳』は「周囲を一瞥した後」（以下、聖書の引用は同訳から行う）としている。「一瞥した」と訳されているギリシア語 *periblepō* は「見渡す」という意味を持つ。新約聖書に7回ある用例のうち、6回がマルコによるものであり、いずれも「重要な問いかけや啓示の前置きとして用いられている。（3：5、34、5：32、9：8、10：23）」⁶ また、「周囲を」とあるが、むしろ「すべてのこ

とについて」(ギリシア語 *pánta*) とすべきであろう。そうすると、単に「見て回った」というより、「すべてのことについてよく見回って評価した」とするのがよいであろう。

イエスは行動の前日、エルサレム神殿の境内に入って見て回り、そこで行われていた経済活動について把握し、一旦はベタニアにあった宿に戻ってその日見たことを分析し、翌日の行動について計画を立てて祈ったのであろう。そのときイエスが見たのは「祈りの家」ではなく、金銀で装飾された贅の限りを尽くした金満の城であつたらう。⁷

この点に関して、非暴力直接行動の実践者である J. ディアは次のように書いていて、報告者は全面的に同意する。「非暴力市民的不服従を行ったことのある者は誰でも分かるように、この物語は古典的な象徴的直接行動の姿を示している。われわれは、彼が前日に神殿に入り、よく見て回ってから帰ったと告げられている。イエスは神殿で何が行われているか様子を探り、建物の位置関係を確かめ、象徴的かつ非暴力であるためにはどのように対応すればよいか、じっくりと考えられた。」⁸

1) 境内で売り買っていた人々を追い出す

レビ記 4-5 章によれば、「罪」を犯した者や「けがれ」を身に負った者は、神殿に行つて捧げ物を差し出し、「罪」や「けがれ」を清めてもらう必要があつた。何を捧げるかは「罪」や「けがれ」の程度によって分けられており、雄牛、雌山羊、羊が捧げられた。捧げ物は「傷」のない、「清い」ものでなければならなかつた。巡礼者やエルサレム外に住む者が引いて来る動物には、祭司による検査で「傷」が見つかるおそれがある。それゆえに「清い」動物を得る手段は、神殿の「異邦人の庭」で開いていた店で買うより外はなかつた。⁹ マルコ 11:15 の「両替人の台」「鳩を売る者の腰掛け」はいずれも複数形であり、これらの店は一店舗だけでなく、立ち並んで商売をしていたと思われる。¹⁰

2) 両替人の台や鳩を売る者の腰掛けを覆す

①両替人の台を覆す

神殿の「女性の庭」には奉納箱が設置されていた。それらは角笛形の容器で、随意の献金用に 6 個、神殿税用に 2 個、その他「鳥の捧げ物」「木材の捧げ物」などの特定の献金用に 5 個、合計 13 個が置かれていた。人々はそれらの容器の中に

献金を投げ入れたのである。¹¹

「神殿税」は、20歳以上¹²のイスラエル人が定期的に神殿に納めることになっていた税金(出エジプト記30:11-16)で、神殿での祭儀の維持を目的としていた。税額は2分の1シケルで、ギリシア通貨では2ドラクマ、ローマ通貨では2デナリオンに相当する。¹³ギリシア・ローマの通貨にはローマ皇帝が「神の子」であると刻印されていた¹⁴ので神殿内に持ち込むことはできず、「異邦人の庭」に店を構えている両替人のところでティルスの硬貨に両替して納めなければならなかった¹⁵とする者が多い。しかしながら、ティルス硬貨にもティルスの主神メルカルトの頭部が刻まれており、イエスはそのことに抗議したとする者もいる。¹⁶一方で、ティルスの硬貨が選ばれた理由については、銀の含有率が高かったからだという有力な意見がある。¹⁷こうしたギリシア・ローマ貨幣からティルス貨幣への両替は、両替商が独占的に扱い、4~8%の手数料を課していたようである。¹⁸

申命記14章によると、毎年収穫の十分の一は取り分けておいて捧げるようになっていた(「十分の一税」)。神殿から遠く離れたところに住んでいて運ぶことのできない者は、それを銀貨に換えて捧げるとも定められていた。ここでも、ギリシア、ローマ通貨からティルス貨幣への両替が必要となる。こうした両替ビジネスは大規模のものであり、両替をせざるを得ない民衆にとっては余分な支出を強制されていたのである。

D. W. Domeris は、これは民衆に対する「宗教的強迫に近いものであった」¹⁹としているが、まさにその通りであろう。それに対して、イエスが両替商の台をひっくり返し、硬貨を床にまき散らしたことは、単に神殿による経済的搾取という問題を明らかにしたのみならず、貧窮する人々の経済的救済を極めて小規模ではあるが果たしたことに注目すべきであろう。なぜなら、床に落ちた硬貨に関するミシュナの規則(シェカリーム7.1-2)を念頭に置くと、これらまき散らされた硬貨の一部は、貧窮者のために用いられることになった可能性があるからである。²⁰

②鳩を売る者の腰掛けを覆す

両替人が机を並べている近くに、鳩を売る者たちが腰掛けていた。鳩、すなわち山鳩と家鳩は貧困層の人々が様々な機会に献げるべきものであった。そうした鳩を奉獻する規定は、レビ記1:14、5:7、11、12:6、8、14:22、30、15:14、29、民数記6:10に見られる。鳩の奉獻に関して特に重要な点は、これらの規定が貧しくされた人々に対して定められていたことである。貧しくされた人々は、

貧しいからといって奉獻を免除されることはなく、あくまでも何ものかを捧げなければならなかった。それが鳩だったのである。

レビ記5章の「罪の代償」としての捧げ物についての但し書き規定によれば、「貧しくて羊に手が届かないなら」(5:7)とあるし、12章の「出産についての規定」でも、「(産婦が)貧しくて羊に手が届かなければ」(12:8)とある。さらには、重い皮膚病を患った人の「清め」に関しては、「その人が手に入れることのできた山鳩か若い家鳩」(14:30)を献げる規定となっていた。

イエスはとりわけこの貧しくされた人々や、女性、重い皮膚病患者といった社会的弱者に関わる鳩売りを問題としている。すなわち、彼らの腰掛けを覆したのは、貧しくされた人々をさらに経済的に苦しめる律法の規定およびその執行者を厳しく批判しようとしたからであろう。

3) 境内を通して物を運ぶことを許さない

この「境内を通して物を運ぶ」については、幾つかの解釈が与えられている。²¹ 第一に、ここでの「物(ギリシア語 skeuos)」とは神殿の宗教儀式のための「道具」を指すとの解釈がある。この理解では、イエスが許さなかったのは神殿での祭儀そのものということになり、彼の行動は神殿祭儀の全面的否定を意味することになる。次に、この「物」とは金銭を載せて運ぶためのものであったとの解釈がある。さらには、「境内を通して」に着目して、水運び人がオフェルの丘とエルサレムの北の地区をつなぐ近道として境内を通り抜けていたことを指すとの理解がある。その亜種として、運ぶのは水ばかりでなく、その他の物品であったと広げて考えることもできる。いずれにせよ、神殿の境内が一般的経済活動の「近道」として利用されていて、それを批判したというのである。²²

これらの解釈のうち、最も蓋然性が高いのは第一の解釈であると思われるが、いずれもが民衆に対する搾取の上に成り立っていた神殿による商業活動への批判を含んでいる。

4) 人々に教える

記述預言者は、象徴行動を行った際、一つの行動と共に預言あるいは教示の言葉を発した。たとえば、エレミヤは神託を受けて軛を自分の首にはめて王の前に現れ、預言の言葉を述べた。(エレミヤ書 27章)したがって、イエスが預言者の伝統に立って、神殿での一連の象徴行動の後、「人々に教えた」ことは確かであろう。

17節では、イエスは預言者イザヤ(56:7)とエレミヤ(7:11)の言葉を引きつつ、こう述べている。「こう書いてあるではないか。『私の家は、すべての民の祈りの家と呼ばれる。』ところが、あなたがたはそれを強盗の巣にしてしまった。」一方、ヨハネによる福音書では、イエスは「それをここから持って行け。私の父の家を商売の家としてはならない」(2:16)と語っている。ヨハネの方がイエスに遡る可能性が高いとする者もあり、²³ われわれはマルコ11:17後半ないしはヨハネ2:16をイエスの実際の発言に近いものとして考えたい。

この発言、ひいては彼の直接行動全体の解釈について、U. ルツは三つに整理している。1) 真の祭儀の復興ないしは神殿全体の聖性の復興を目標とした。2) 現在の神殿の破壊を目標とした。3) 神殿を「商売や利益」に濫用した神殿貴族階級の経済的権力に対して向けられた。²⁴ このうち3)は、いずれの立場であっても否定することはできないと思われる。したがって問題は1)か2)かということになる。

ところが、この2)はさらに二つの見解に分かれるようである。一つはJ.D. クロッサンとM.J. ボーグのように、それはエレミヤ書において神が警告した神殿活動の停止を象徴的に意味しており、神殿は一旦破壊された後、本来のあり方で再建されるべきだと、イエスは考えていたという立場である。²⁵ さらに言えば、この見解が成立するためには、イエスは接近する神の最終的審判(歴史の終末)という観念に終始したのではないとしなければならない。なぜなら、終末が訪れたならば神殿を含む地上の一切は終るからである。実際クロッサンは、史的イエスはバプテスマのヨハネから洗礼を受け、彼の黙示的(終末)思想に触れながらも、その「ヴィジョンを捨てた」としている。クロッサンは、ダニエル以降のユダヤ教とバプテスマのヨハネの黙示思想を踏まえながらも、イエスはそれらとは「まったく別の使信を展開した」としている。²⁶ このイエスの「歴史的終末」理解については、報告者は浅学ゆえに判じがたいのだが、一点だけ述べておきたい。それは、イエスが宣教した非暴力的な愛と平和の福音から考えるなら、人類の破局的(したがって暴力的)終末とそれに伴う「人の子の到来」(マルコ13章、マタイ24章、ルカ21章)の文字通りの解釈は再考されるべきだということである。イエスが宣教した「神の国」も、「人の子」の到来、再臨も、非暴力的なもの²⁷であると理解したい。

二つ目の見解は、イエスの言葉、とりわけエレミヤ7:11の引用と彼の行動は、祭儀を含む神殿自体の破壊を意味したとするものである。この解釈の一つの論拠として、イエスの発言「あなたがたはそれを強盗の巣にしてしまった」で用いら

れた「強盗 (lēstēs)」は「集団的に組織された暴力的な犯罪者」「略奪者」を指すということがある。²⁸つまり、イエスは神殿を貧窮者を搾取する組織的暴力機関として認識していたということである。

ここで注目したいのは、イエスの行動は祭司たちには直接は向けられなかったことである。金儲けに走ることで腐敗した神殿の商行為を咎めるためであるなら、その発注者である祭司に直に抗議したらよいはずである。けれども彼は、律法が規定する神殿での献金および供犠を可能とする経済的交換の場所を一つ一つひっくり返していった。また、神殿を「清める」ためであるなら水をかけて清めたらよいはずである。しかし、イエスがなした「ひっくり返す (katastréphō)」は、象徴的にはあるが、まさに「転覆させる」行為であったと言える。²⁹

加えて、イエスは宗教儀式のための「道具」を運ぶことを妨げたとの解釈が有力であると前項で述べた。さらには、福音書に記されている富裕者や高位宗教者に対するイエスの批判的姿勢を考慮するならば、エルサレム神殿の贅沢なあり様はとても容認できるものではなかったろう。神殿は、ヘロデ王とその後継者の時代に限って「神殿貴族によって『商売や利益』のために濫用されていた」³⁰というより、神殿そのものが民衆に対する経済搾取の上に成り立っていたのであり、「商売や利益」なくして神殿は存続しえなかったことを、イエスは見抜いたということではないだろうか。

3. イエスの直接行動は「暴力」か

①イエスの直接行動は「暴力」か

イエスが商人を神殿から追い出した行為が「暴力」に当たるかについては、長年議論が続いてきた。これは「暴力」の定義に関わることである。たとえば、『広辞苑』（第七版）は「相手の身体に害をおよぼすような不当な力や行為」としている。この定義に照らしてイエスの行動を判断するとどうであろうか。イエスはある程度の物理的力を行使して、商人を追い出したり、両替商の机をひっくり返したりしている。しかし、彼は人に対して素手で、あるいは何らかの武器を用いて暴力を振るってはいない。

ヨハネによればイエスは鞭を使った。(2:15) そこに明示されているのは、イエスは「鞭」を使用して家畜を追い出したのであって、人間には用いていないということである。³¹この点、幾つかのキリスト教美術作品は、イエスが商人に鞭を振るっているように描いていて、間違っただけの解釈を示している。そして、そのこ

とが多くの人々にイエスが暴力的であるとの印象を与えており、不適切である。³² この「鞭」(ギリシア語 phragellion) が意味するのは、縄をより合せた紐状のものである。ガリラヤの小村出身のイエスにとって、急ごしらえの縄の「鞭」で家畜を扱うことは手慣れたことであっただろう。そうすると彼は、犠牲のために引かれいく動物の命を、たとえ数時間であれ延命させたことになる。³³

イエスが神殿で机をひっくり返し、「鞭」を用いて家畜を追い出したことを根拠に、彼が暴力、ひいては戦争を容認、支持していたとする見解が聖書解釈史・影響史にはある。³⁴ たとえば、アメリカ合衆国では、ベトナム戦争時に「イエスが売り買いする者たちを追い出したのと全く同じように、われわれは正義の怒りをもって南ベトナムの貧しい人々を攻撃する共産主義者を追い出している。われわれはキリストがなされたことを行っているのだ」³⁵ といったように用いられた。

そうした中で最も醜悪なのがアドルフ・ヒトラーによるものである。彼は1922年4月12日にミュンヘンで行われた演説でこう述べている。「私はキリスト教徒として、また一人の人間として、主が最後にその力をもって立ち上がり、鞭を取って神殿から毒蛇と蝮の子らを追い出したことを物語る一節を、限らない愛をもって読んだ。ユダヤ人の毒に対して彼が世界のために戦った戦いの如何に素晴らしかったことか。」³⁶ ヒトラーは、ユダヤ人に対する迫害を正当化するためにイエスのこの行動を引いた。さらに、この演説の中で次のように述べて、後のホロコーストにつながる思想を表明している。「ここには二つの可能性しかない。アリア人の勝利か、はたまたアリア人の滅亡とユダヤ人の勝利か。」このように、当該テキストは一般的に暴力を肯定するためのみならず、ユダヤ人を迫害、攻撃するために用いられた。このことをわれわれは銘記しておきたい。³⁷

いかなる解釈も、イエスの神殿におけるこの行動でもって、対人暴力、ひいては戦争の正当化を図ることは許されない。イエスは、この「直接行動」をあくまでも非暴力で行った。それが証拠に、イエスの行動に対して、数に勝る商人や神殿警察は何の対応も行っていない。もしイエスや弟子が武器を振り回していたら、たちどころに応戦されたであろう。クロッサンは、イエスが武装抵抗していたなら、十字架刑に処せられたのは彼一人では済まなかった。弟子たちも処刑されたはずだ。そういう意味で、ピラトもイエスが非暴力的であったことを認めていたと推論しているが、その通りであろう。³⁸

イエスの行動を、共通歴6年のガリラヤのユダヤ「熱心党(ゼーロータイ)」らの武装抵抗に類するものとして理解する人々がいる。³⁹ ユダは人頭税導入のため

の「戸口調査」に反発してゲリラ闘争を起こした。⁴⁰ここでのイエスの直接行動をこうした武装抵抗に含めることは、上で述べた論点からして不可能である。

②イエスの行動は預言者的「非暴力直接行動」「市民的不服従」である

イエスの神殿での預言者的行動は「非暴力直接行動」あるいは「市民的不服従」と理解することができる。実際、そのように理解する人は多い。たとえば、ガンディーが「イエスは歴史上よく知られた、おそらく最も行動的な抵抗者であつたらう。この人は卓越して非暴力的であつた」⁴¹と述べたとき、神殿での直接行動が念頭にあつたことは間違いない。

ところで、多くの者がイエスのこの行動を「怒りにかられての」とか「激情的な」とか言って、激しい感情の表出としてとらえている。果たしてそうであろうか。確かに彼は、神殿による民衆搾取と富の集中を見て義憤にかられたことであろう。しかし、彼の抗議行動はその前日の分析に基づいて周到に準備された冷静な行動であつた。その点、ディアは次のように述べていて説得的である。「イエスは怒つたので暴力的になった、などと想像しないように気を付けていただきたい。自分自身の怒りを彼に投影しないようにしていただきたい。非暴力行動を数多く経験し、そうした行動が引き起こす深刻な結果を体験してきた者として私は、もし怒ったり、怒鳴ったり、人を脅すような状態にあるならば、こうした行動を非暴力の精神で起こすことはできないと断言できる。逆に、これまで私が経験してきたあらゆる非暴力市民的不服従行動は、平和的で、静かで落ち着いて、マインドフルなものであつた。」⁴²

終わりに

統一協会の教義書である『原理講論』には聖書からの引用が多く見られる。けれども、「イエスの神殿での直接行動」について触れられている箇所は見当たらない。⁴³そもそも『原理講論』には、イエスの宣教活動と教え、とくに隣人愛やゆるしについての具体的な言及が驚くほど少ない。統一協会では、イエスは「靈的」に救済をもたらしたメシアではあるが、未婚のまま刑死したために「肉的」救済には失敗したとされている。そのため「再臨のメシア」である文鮮明が救済を完成させると教えられてきた。⁴⁴（最近では文鮮明も失敗し、その妻である韓鶴子がメシアとされているようである。）少なくとも「靈的」には救いをもたらしたとされる、イエスによるエルサレム神殿でのこの行動と教えに従えば、信者や一般人に対する

多重の経済的搾取と言うべき靈感商法こそ、真っ先に糾弾されてしかるべきであった。

〈註〉

- 1 「カルト」の定義については様々な議論と提案があるが、ここでは浅見定雄の定義「個人や集団に対して破壊的な行為をする集団」（補足して、「個人の自由と尊厳を侵害し、社会的に重大な弊害をもたらしている」場合）を採ることとする。（『岩波 キリスト教辞典』岩波書店、2002年、245 - 246 ページ。）
- 2 文化庁「宗教法人世界平和統一家庭連合の解散命令請求について」（https://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/pdf/93975301_01.pdf）2024年10月7日最終閲覧。
- 3 文化庁、前掲文書。2024年8月28日最終閲覧。
- 4 「被害集計（1987年～2023年）」（https://www.stopreikan.com/madoguchi_higai.htm）2024年11月28日最終閲覧。
- 5 櫻井義秀「『カルト』と暴力 オウムの教団戦略とその破綻」JSCPR 9 (2005) 2-34. (<https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/901/1/JSCPR9.pdf>)2024年8月28日最終閲覧。
- 6 *Ched Myers, Binding The Strong Man, A Political Reading Of Mark's Story Of Jesus*, Orbis Books, 1988. 2008. p.300.
- 7 ヨセフスは、ヘロデ大王が前20年より建築を始めたエルサレム神殿の贅沢さを次のように報告している（完成は64年）。神殿の諸門の正面や聖所の建屋の外側には金がかぶせられ「太陽が昇ると、その反射光を直視することができない」ほどであり、「金が湯水のように投入され」ていた。（ユダヤ戦記5.189, 222. 『ユダヤ戦記2』秦剛平訳、ちくま学芸文庫、2002年、303, 311 - 312 ページ。）
- 8 John Dear, *Walking The Way*, Twenty Third Publications, 2015. pp. 49-50. アルバート・ノーラン『キリスト教以前のイエス』篠崎築訳、新世社、1994年、171 ページをも参照せよ。
- 9 Robert H. Gundry, *Mark, A Commentary On His Apology For The Cross*, W. M. Eerdmans Pub., 1993. pp. 642.
- 10 こうした奉献用の動物や鳥の売り買いやこの後の両替商についてのラビ文書の証言については Joachim Jeremias, *Jerusalem In The Time Of Jesus*, Fortress Press, 1969, pp.48-49. を見よ。たとえば、ミシュナ・シェカリーム 1. 3-4, 4. 7-8. (『ミシュナII モエード』長窪尊三、石川耕一郎訳、教文館、2005年、216、225 - 226 ページ。)
- 11 ミシュナ・シェカリーム 6.5. (『ミシュナII モエード』230 ページ) を参照せよ。
- 12 13歳以上とする者にダニエル＝ロベスがいる。（『イエス時代の日常生活 II』波木居齊二、波木居純一訳、山本書店、1964年、17 ページ。)
- 13 一方、共通歴6年にローマがガリラヤを除くユダヤ人に課した「人頭税」は、14歳以上の男子と12歳以上の女子に年額1デナリオンであった。しかもそれは、皇帝礼拝につながる刻印のあるローマ銀貨で支払わなければならないかった。K. C. Hanson and Douglas E. Oakman, *Palestine In The Time Of Jesus*, Fortress Press, 1998. p. 114, Gundry, p. 697. 豊田栄『マルコ福音書註解2』みすず書房、1981年、1035 ページ。佐藤研『聖書時代史 新約篇』岩波書店、2003年、25 ページを参照せよ。
- 14 デナリオン銀貨の刻印については、荒井献『問いかけるイエス』NHK出版、1994年、287 - 290 ページを見よ。

- 15 『旧約新約聖書大事典』教文館、1989年、641ページを参照せよ。
- 16 Adela Yabro Collins, *Mark, A Commentary*, Fortress Press, 2007. p. 528. D William Domeris, "The 'enigma of Jesus' temple intervention: Four essential keys," *HTS Theologiese Studies / Theological Studies* 71(1), 2015/3, p. 5.
- 17 Domeris, pp. 6-7. E. P. サンダース『イエス その歴史的事実に迫る』土岐健治、木村和良訳、教文館、2011年、372ページをも参照せよ。
- 18 ミシュナ・シェカリーム 1.7 参照。(『ミシュナII モエード』218ページ。)
- 19 Domeris, p.7.
- 20 Ibid.
「ミシュナによれば、床に落ちていた硬貨は、それがどこで見つかったかによって用途が決められていた。貧窮者のための随意的の奉納箱や家畜商の近くで見つかった場合には、貧窮者のために用いられることになる。ミシュナ・シェカリーム 7. 1 - 2.」(『ミシュナII モエード』232ページ。) マルコ 12: 41 をも参照。
- 21 Gundry, pp. 642 - 643. 青野太潮「贖罪論はイエスの福音に本来のか」『西南女学院 キリスト教教育年報』第7号、2020年、83ページ。J. エレミアス『イエスの宣教 新約聖書神学1』角田信三郎訳、新教出版社、1978年、274、283ページを参照せよ。
- 22 神殿を近道として利用することは、そもそもラビ文書でも禁じられていた。ミシュナ・ベラホート 9.5 には「誰も神殿の丘に杖を携え、履物をはいたまま、財布を身につけ、埃まみれの足で踏み入ってはならない。そこを近道の通路として利用してはならない」とある。(『ミシュナI ゼライーム』石川耕一郎、三好迪訳、教文館、2003年、32ページ。)
- 23 大貫隆『イエスという経験』岩波書店、2003年、199ページ。
- 24 ウルリヒ・ヘルツ『EKK 新約聖書註解I / 3 マタイによる福音書(18 - 25章)』小河陽訳、教文館、2004年、228ページ。
- 25 J. D. クロッサン、M. J. ボーグ『イエスの最後の週間 マルコ福音書による受難物語』浅野淳博訳、教文館、2008年、90 - 97ページ。Hanson & Oakman, pp. 155-156. をも参照せよ。
クロッサンらは、そのようにして「反ユダヤ教的あるいは半ユダヤ民族的な解釈に陥らないように」(70ページ) 努めたのであり、そのことは評価されるべきである。ダーフィット・フルッサーも同様の立場である。(『ユダヤ人イエス キリスト教とユダヤ教の対話』武田武長、武田新訳、新教出版社、2000年、142 - 146、とくに144ページを参照せよ。これには、2001年に教文館から出された池田裕と毛利稔勝による翻訳がある。)
イエスの行動の背景としてフルッサーが示唆する、神殿という聖域での過度な経済活動に不快感を抱いていた者がいたことについては、Shemuel Safrai, *Die Wallfahrt im Zeitalter des Zweiten Tempels*, Neukirchener Verlag, 1981, s. 186 を見よ。
- 26 クロッサン『イエス あるユダヤ人貧農の革命的生涯』太田修司訳、新教出版社、1998年、87ページ。70 - 76、82 - 83、87 - 98、310 - 312ページをも見よ。
- 27 James W. Douglass は、受肉という神の子の来臨、そしてキリストの再臨を非暴力的な神の到来として、the nonviolent coming of God と呼んでいる。(Douglass, *The Nonviolent Coming Of God*, Orbis Books, 1992.)
- 28 ルツ、779ページ。
- 29 E. P. Sanders, *Jesus and Judaism*, SCM Press, 1985. pp. 66, 70.
- 30 ルツ、228ページ。

- 31 宮田光雄『平和の思想史的研究』創文社、1978年、32ページ。ロナルド・J. サイダー『イエスは戦争について何を教えたのか』御立英史訳、あおぞら書房、2021年、140～141ページ。
- 32 たとえば、エル・グレコによる《神殿を浄めるキリスト》6作品（1568年ごろ、ワシントン・ナショナル・ギャラリー蔵。1570 - 75年、ミネアポリス美術館蔵。1595-1600年、ニューヨーク・フリッツ・コレクション蔵。1600年ごろ、ロンドン・ナショナル・ギャラリー蔵。1610年、マドリッド・バレス＝フィサ・コレクション蔵。1610-1614年、マドリッド・サンヒネス聖堂蔵。）
- 33 過越祭のための犠牲動物が見失われた場合の規定についてはミシュナが記している。（ミシュナ・ベサヒーム9.9.『ミシュナII モエード』200ページ）それによると、過越においては犠牲の時間が決められていたので、時間内に探し出せなかった場合には別の動物を用意して犠牲としたようである。その他の時期については、報告者には分からない。
- 34 宮田光雄が「このテキストは、従来、より多く兵役や戦争を正当化しようとする好戦論者の口実に利用されてきた」と述べている通りである。（宮田、31ページ。詳しくは30 - 36、特に32ページを参照せよ。）
- 35 Richard McSorley, *New Testament Basis Of Peace-making*, Herald Press, 1985, p. 34.
- 36 Norman H. Baynes, ed. *The Speeches Of Adolf Hitler, April 1922 - August 1939*, Vol. 1 of 2, Oxford University Press, 1942, pp. 19-20. ヒトラーのこの演説の英訳は次のサイトで読むことができる。<https://archive.org/details/norman-h-baynes-hitlers-speeches-vol-1/page/18/mode/2up> (2024年9月27日最終閲覧) このことは、Mathew Curtis Fleischer, *Jesus The Pacifist, A Concise Guide To His Radical Nonviolence*, Epic Octavius the Triumphant, 2020, p.66 から教えられた。
- 37 L. ウィリアムソン『マルコによる福音書』山口雅弘訳、日本基督教団出版局、1987年、335ページ参照。
- 38 John Dominic Crossan, *How To Read The Bible And Still Be A Christian*, Harper-Collins Pub., 2015, pp. 8-9.
- 39 その代表がジョエル・カーマイケル（『キリストはなぜ殺されたのか』西義之訳、読売新聞社、1972年）である。カーマイケルは、イエスの行動は彼が大勢の仲間を引き連れて神殿の占拠を図った一種のクーデターとしたが、根拠は薄弱であり受け入れられない。
- 40 佐藤研、24 - 26ページ。荒井献、278ページ以下。ヨセフス『ユダヤ古代誌』18.4-8（『古代誌』6）14 - 15ページをも参照せよ。
- 41 *Mahatma Gandhi Collected Works*, vol. 91, p. 198. (<https://www.gandhiashramsevagram.org/gandhi-literature/mahatma-gandhi-collected-works-volume-91.pdf> 2024年9月11日最終閲覧。初出は *Harijan* 1946年6月30日号。) 彼の行動を「非暴力直接行動」「市民的不服従」を用いて理解する者に Myers (pp. 112-113, 159, 290.) Dear (pp. 45ff.) Matthew C. Fleischer (p. 59.) がいる。サイダーは「象徴的非暴力行動」と呼んでいる。（141ページ。）
- 42 John Dear, *The Gospel Of Peace*, Orbis Books, 2024, p. 196.
- 43 『原理講論』では、「エルサレムの神殿を自分の体に例えられた」といったように、ヨハネ2:19, 21を引用しているところが併せて三か所ある。（『原理講論』光言社、2001年版、372、396、421ページ。）
- 44 浅見定雄『統一協会＝原理運動 その見極めかたと対策』日本基督教団出版局、1987年、166 - 167ページ。櫻井義秀、中西尋子『統一教会 日本宣教の戦略と韓日祝福』北海道大学出版会、2010年、58 - 59ページ参照。